

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市公園法施行令の一部改正

一 一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、当該市町村の区域内に都市緑地法に基づく市民緑地が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積（市街地においては、五平方メートルから当該市街地の住民一人当たりの市民緑地の敷地面積を控除して得た面積）以上とするものとする。こと。（第一条の二関係）

二 第五条第四項第一号中「（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）」及び「（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）」を削除するとともに、同条第六項の規定について、飲食店のうち公園施設から除かれる施設は接待飲食等営業に係るものである旨を明確化するものとする。こと。

（第五条関係）

三 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物を設ける場合に関する都市公園法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定

により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(第六条第六項関係)

四 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないものとする。

(第八条第一項関係)

五 都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準として、都市公園の構造、利用状況、維持修繕の状況等を勘案して、適切な時期に、巡視、清掃等の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること等を定めるものとする。

(第十条関係)

六 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者に代行させない公園管理者の権限として、公園施設の設置管理に係る公募選定制度の実施に係る権限を定めるものとする。

(第十条の二関係)

七 利便増進施設として自転車駐車場並びに地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔を定め、占用期間の上限を十年とするとともに、技術的基準として、自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること等を

定めるものとする。

(第十二条第一項、第十四条及び第十六条関係)

八 都市公園法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設として、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所等を定め、占用期間の上限を十年とするとともに、技術的基準として、当該社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること等を定めるものとする。

(第十二条第三項、第十四条及び第十六条関係)

九 その他所要の改正を行うものとする。

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

一 地方公共団体が行う資金の貸付けの対象となる費用の範囲を、認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の二分の一と定めるものとする。(第十二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 生産緑地法施行令の一部改正

一 生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を条例で別に定める場合の基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であるものとする。

(第三条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 都市計画法施行令の一部改正

一 田園住居地域内において堆積の許可を要する物件は、土石、廃棄物及び再生資源とするものとする。

(第三十六条の三関係)

二 田園住居地域内において建築物の建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為は、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）で仮設のもの建設、法令等による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更及び現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は物件の堆積とするものとする。

(第三十六条の四関係)

三 田園住居地域内において建築物の建築等の許可を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、国、都道府県若しくは市区町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とするものとする。

(第三十六条の五関係)

四 田園住居地域内において市町村長が許可をしなければならぬ農業の利便の増進及び良好な住居の環

境の保護を図る上で支障がない建築物の建築等の規模は、三百平方メートルとするものとする。

(第三十六条の六関係)

五 田園住居地域内における堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(第三十六条の七関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第五 建築基準法施行令の一部改正

一 田園住居地域内に建築してはならない建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(第三百十条の九の三関係)

二 田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物は、次に掲げるものとする。

(第三百十条の九の四関係)

1 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

2 1の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

3 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（1の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限り。）で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限り。）

三 その他所要の改正を行うものとする。

第六 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして宅地建物取引業者の相手方等に説明しなければならぬ法令上の制限として、都市計画法の規定による田園住居地域内における建築物の建築等の制限及び建築基準法の規定による田園住居地域内における建築物の用途制限等の追加等をするものとする。

（第二条の五及び第三条関係）

第七 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における不動産特定共同事業の広告の規制等に係る法

令に基づく許可等の処分として、都市計画法の規定による田園住居地域内における建築物の建築等に係る許可等の処分を追加するものとする事。 (第六条関係)

第八 その他所要の改正を行うものとする事。

第九 附則

一 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行するものとする事。ただし、第一の五及び第四から第七までは、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行するものとする事。 (附則第一条関係)

二 都市公園法施行令の一部改正に伴う経過措置を定めるものとする事。 (附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。